

# 我が国の労使関係法制の基本的な枠組み

- 憲法28条において規定された労働三権の保障をより具体化するものとして、労働組合法等の労使関係法が制定されている。

## 【日本国憲法第28条】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働三権を保障

### 団結権

- ・ 労働者が労働条件の維持・改善を図ることを主たる目的として団結体を結成し、それを運営することを保障する権利

### 団体交渉権

- ・ 労働者が使用者と団体交渉を行うことを保障する権利

### 団体行動権

- ・ 争議行為(ストライキ等の労働者の要求の示威又は貫徹のための圧力行為)及びその他の団結体の行動(典型的にはビラ貼り、ビラ配布、集会、演説などの情宣活動)を一定限度で保障する権利

労働組合法等の労使関係法で具体化

# 我が国の労使関係法の体系

## 一般法

### 1 労働組合法(『労組法』)

#### ① 労働組合の要件

労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善等を図ることを主たる目的とした組織であること等

#### ② 労働協約の効力

労働組合と使用者の間で締結した労働条件等に関する労働協約に違反する労働契約の部分は無効とされ、無効となった部分は当該労働協約の定めるところによる。

#### ③ 不当労働行為の救済

- ・ 使用者による不当労働行為(労働組合員であることを理由とする不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉の拒否等)を禁止。
- ・ 不当労働行為を受けた場合には、労働組合や労働者は労働委員会に救済申し立てを行うことができ、労働委員会は事実認定を行い、救済命令等を発する。

#### ④ 労働委員会の設置等

### 2 労働関係調整法(『労調法』)

#### ① 労働委員会による労働争議の調整 (あっせん・調整・仲裁)

#### ② 公益事業等に関する内閣総理大臣による 緊急調整等

## 特別法

### 1 国家公務員法 → 国家公務員に適用

### 2 地方公務員法 → 地方公務員に適用

### 3 行政執行法人の労働関係に関する 法律(『行執労法』)

→ 行政執行法人の職員に適用

ex. 国立印刷局・造幣局職員など

### 4 地方公営企業等の労働関係に関する 法律(『地公労法』)

→ 地方公共団体の経営する企業の職員・単純労働職員・特定地方独立行政法人の職員に適用

ex. 都営地下鉄職員、水道局職員・学校給食員・用務員・清掃員

### 5 電気事業及び石炭鉱業における争議行為 の方法の規制に関する法律(『スト規制法』)

→ 電気事業及び石炭鉱業の労使に適用

・電気事業及び石炭鉱業の労使について公共の福祉を擁護するため、一定の争議行為(電気事業については「電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」)を禁止する法律。

# 労働三権の保障について

労働者の区分		適用法律	団結権	団体交渉権	協約締結権	争議権
一般民間企業の労働者		労働組合法 労働関係調整法	○	○	○	○
一般職の 国家公務員	非現業職員	国家公務員法	○	△(※)	×	×
	警察職員、海上保安庁職員、 刑事施設職員	国家公務員法	×	×	×	×
	行政執行法人職員	行政執行法人の 労働関係に関する 法律	○	○	○	×
一般職の 地方公務員	非現業職員	地方公務員法	○	△(※)	×	×
	消防職員・警察職員	地方公務員法	×	×	×	×
	特定地方独立行政法人職員、 地方公営企業職員、単純労働 職員	地方公営企業等 の労働関係に関する 法律	○	○	○	×

(※) 表中の「△」は、団体交渉を行うことはできるが、労働協約は締結できないことを意味する。